

(別紙1)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業実施条件

1 事業実施場所

事業実施場所は、以下のとおりとする。

- ・鳥取県立鳥取東高等学校 昇降口棟屋上及び特別教室棟3階部分屋上
- ・鳥取県立鳥取工業高等学校 第一共通実習棟または教室棟

2 事業実施期間

(1) 地域レジリエンス推進事業の実施

- ・選定後速やかに県と協議を行い、国への申請書作成を行うこと。
- ・国から採択決定を受けた場合は、国の交付決定日から令和5年1月31日まで(事業に係る金銭の支払い含む)に太陽光発電設備・蓄電池等を設置し、運営及び維持管理を開始すること。(開始時期の延長は不可)

(2) 国の地域レジリエンス推進事業により設置した太陽光発電設備・蓄電池等の運営及び維持管理

- ・運営及び維持管理期間は工事着工の日から20年間とし、期間内にすべての設備を撤去すること。
- ・ただし蓄電池に関しては法定対応年数を超えた時点で撤去しても構わない。

3 事業における設備の整備内容

避難所としての地域レジリエンス強化に資する以下の太陽光発電施設と蓄電池設備を導入すること。

- ・太陽光発電施設 パネル量 80kW以下(パワーコンディショナ出力)50kW未満
- ・蓄電池設備 10kWh程度
- ・特定負荷設備の対応(設置する蓄電池設備の負荷設備を分離するための工事)

4 事業実施条件

(1) 募集要項以外の実施条件

- ・募集要項の記載事項のほかに公募の際の提出書類、県からの選定条件、地域レジリエンス推進事業の申請書類、国からの採択条件、県との協定書及び行政財産の使用許可に従った内容で整備・運営すること。
- ・やむを得ず変更する必要がある場合は県の承諾を得て変更すること。

(2) 県との協定書締結等

- ・事業に着手するまえに本事業の協定書を締結すること。
- ・設置内容、設置場所、工事期間など施工方法などは施設の運営に支障がないように施設管理者と事前に協議し承諾をえること。
- ・設備を設置する場所については行政財産の使用許可を得ること。
- ・行政財産の使用許可条件を遵守すること。

(3) 太陽光発電施設で発電した電気の売電

- ・売電は、県の事業実施場所の施設にのみ行い、他の施設等への売電は行わないこと。
- ・売電単価については、県からの行政財産使用料相当額を含むものとし、行政財産使用料が免除・減免された場合には相当額を減額した額で売電すること
- ・県の事業実施場所の施設が自家消費する分については、県内に本店を置く地域新電力会社と契約して当該施設に売電すること。

(4) 事業実施における補助金申請等

- ・地域レジリエンス推進事業に県と共同して申請すること。ただし、採択について県は保証

しない。

- ・申請手続きに関して事業者が要した費用は、事業者が負担すること。
- ・地域レジリエンス推進事業補助金の採択を得られなかった場合、本事業は中止することができる。またその際、事業者が負担した経費等についても県は一切負担しない。

(5) 設備設置条件

- ・設置場所での全量自家消費とし系統への逆潮流させない設備を整備すること。
- ・パネル等設備の建物に対する荷重が建物の耐震性を損ねないこと。
- ・十分な防水処置を行い、万が一本件設備を設置することが起因で雨漏りなど不具合が生じた場合は事業者が責任をもって補修すること。
- ・施設管理上屋根工事が必要になった場合等、発電を停止し設備を一時的に移設するなど事業者の負担で対応すること。
- ・施設の電気点検などで発電を停止する必要になった場合は事業者の負担で対応すること
本事業に係る費用はすべて事業者が負担すること
- ・事業期間内は設備を健全に保全し、県の事業実施場所の施設に売電を行うこと。